

発達障害者支援法

発達障害は、生まれつきの脳機能の障害で、その症状は、通常低年齢において発現するものとされていますが、はっきりとした原因はわかっていません。

発達障害のある方の支援のため、平成17年4月に『発達障害者支援法』が施行され、身体・知的・精神の各障害と異なり、これまでの公的な支援の対象となっていなかった発達障害のある方への支援が国や地方自治体に義務付けられました。

この法律には、障害の早期発見や療育、教育、就労、地域生活、家族への支援が盛り込まれているほか、北海道には『発達障害者支援センター』が設置されました。

また、市は、4月から児童デイサービスセンター『のぞみ園』に『子ども発達支援センター』としての機能をもたせ、保育所や幼稚園など、子どもにかかわる機関と連携しながら、発達相談などの支援を行います。

※発達障害者支援法における『発達障害』

- 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害
- 学習障害（LD）
- 注意欠陥多動性症候群（ADHD）

【発達障害の例】

場に応じたコミュニケーションが困難

家庭や学校でさまざまな不適応を起こすことが多い

行動のコントロールが難しく、多動で落ち着きがない

知的障害はないが、読み書きや計算などが困難（学習障害）



児童デイサービスセンター『のぞみ園』

幌別町3丁目17-4
（鉄南ふれあいセンター横）
☎・FAX ☎ 7721

お気軽にご相談ください

児童デイサービスセンター『のぞみ園』は、お子さんの発達などについて、さまざまなご相談をお受けしています。子育ての疑問や心配、悩みなど、お気軽にご相談ください。相談は無料です。

・初めての育児で不安や心配なことがいっぱい
・発育や食、睡眠、遊びの心配

・呼んでも振り向かない
・ことばに遅れを感じる
・発音が気になる
・聞き取りにくい
・やりとりができない

・多動で落ち着きがない
・友だちと遊べない
・相手をしてもらっても喜ばない
・視線が合わない
・まねをしない



障害者自立支援法・発達障害者支援法についてのお問い合わせは
高齢・介護・障害福祉グループ

☎ ☎ 3732 FAX ☎ 1108

Eメール：welfare2@city.noboribetsu.hokkaido.jp